

障害者福祉専門分科会の所管事項

久留米市社会福祉審議会運営要綱

別表第 1（第 3 条第 2 項関係）

各専門分科会の調査審議事項

分科会等名	区 分	具 体 的 な 項 目
民生委員審査専門分科会を を除く各専門分科会		・ 社会福祉法人の設立、社会福祉施設の設置に関する事項
障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項 知的障害者の福祉に関する事項	・ 知的障害者の福祉を図るための、芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等への必要な勧告（児童福祉法第 8 条第 8 項） ・ 上記のほか、身体障害者又は知的障害者の福祉に関する事項

別表第 2（第 6 条第 2 項関係）

障害者福祉専門分科会審査部会の調査審議事項

区 分	具 体 的 な 項 目
身体障害者の障害程度に関する事項	・ 身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害が身体障害者福祉法別表に掲げる者に該当しないと市長が認めるための、審議会諮問に対する答申（身体障害者福祉法施行令第 5 条第 1 項） ・ 上記のほか、身体障害者手帳の交付に係る障害程度の認定に関する事項
身体障害者手帳に係る診断書交付医師に関する事項	・ 身体障害者手帳のための診断書を交付する医師を指定する場合の意見（身体障害者福祉法第 15 条第 2 項） ・ 身体障害者手帳のための診断書を交付する医師の指定を取消す場合の意見（身体障害者福祉法施行令第 3 条第 3 項）
自立支援医療に関する事項	・ 更生医療及び育成医療に係る自立支援医療を担当させる医療機関（指定自立支援医療機関（薬局を除く。以下同じ。））を、市長が指定又は取消し等を行うことへの意見 ・ 指定自立支援医療機関の医療種類の変更申請に対し、市長が承認することへの意見
その他身体障害者に関する事項	・ 身体障害者に関する処分に係る審査請求に対し裁決を行う場合の意見